

大和市郷土民家園の指定管理者選定委員会審査要領

(目的)

第1条 この要領は、大和市郷土民家園の指定管理者選定委員会設置要綱（令和2年大和市告示第35号）に基づき設置する大和市郷土民家園の指定管理者選定委員会（以下「委員会」という。）による大和市郷土民家園の指定管理者候補者（以下「候補者」という。）の選定についての審査に関し、必要な事項を定めるものとする。

(応募資格等)

第2条 応募者は、法人又はその他の団体（以下「団体等」という。）若しくは共同事業体とし、個人での応募は認めない。なお、共同事業体で応募する場合は、代表する団体等を定めることとする。

2 次のいずれかに該当するものは、応募者となることはできないものとする。

- (1) 法律行為を行う能力を有しない者であること
- (2) 破産者で復権を得ない者であること
- (3) 国税及び地方税等を滞納している者であること
- (4) 会社更生法（平成14年法律第154号）、民事再生法（平成11年法律第225号）により更生又は再生手続きをしている者であること
- (5) 地方自治法（昭和22年法律第67号。以下「法」という。）第92条の2、第142条（同法第166条第2項の規定により準用する場合を含む。）又は第180条の5第6項の規定に抵触する者であること
- (6) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「政令」という。）第167条の4第2項（政令第167条の11第1項の規定により準用する場合を含む。）により、市の執行機関における一般競争入札等の参加を制限されている者であること
- (7) 大和市一般競争参加停止及び指名停止等措置要領第2条により、市の執行機関における一般競争参加停止及び指名停止の措置を受けている者であること
- (8) 地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第11項により、2年以内に指定管理者の指定を取り消された者であること
- (9) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に掲げる暴力団若しくはその利益となる活動を行っているもの又は法人等の代表者、役員若しくは職員が暴力団等の構成員であること
- (10) 大和市暴力団排除条例（平成23年条例第4号）第2条第5項に掲げる暴力団経営支配法人等であること
- (11) 2年以内に労働基準監督署から是正勧告を受け、その後の必要な措置の実施について労働基準監督署に報告をしていない者であること
- (12) その他市が指定管理者として適当でないと認めるもの
- (13) 共同事業体で応募しようとする場合で、次のいずれかに該当するもの
 - (ア) 構成する団体等のいずれかが上記（1）～（12）の条件に該当するもの
 - (イ) 応募時に「共同事業体協定書」を提出できないもの、又は選定後協定締結時までに代表団体等及び責任分担を明確に定めた組合契約を締結し、組合契約書の写しを提出

することができないもの

(審査方法)

第3条 審査は、書類審査及び面接審査をもって行う。書類審査は大和市文化スポーツ部文化振興課が行い、必要な書類が提出されているか、提案書が仕様書に定められた項目や要求水準を満たしているか、指定管理料が上限額を上回っていないかを確認するものとする。なお、提案内容が仕様書等に示した要求水準を満たしていないことが明らかな場合や提案金額が上限額を上回っている場合、欠格事項に該当する場合は失格とし、誤記等の軽微な不備がある場合は、応募者に対し補正を求めるものとする。

2 書類審査を通過した応募者について面接審査を行う。面接審査は応募者による事業計画等のプレゼンテーション及び質疑応答により選定委員会が行い、大和市郷土民家園条例(平成6年大和市条例第8号)第7条に規定する選定基準(以下「選定基準」という。)に基づき、別に定める評価表により委員会が採点を行う。

(審査からの除外)

第4条 次のいずれかに該当する場合は、審査から除外する。

(1) 前条第2項による採点の結果において、評価点が評価項目配点の中間点の合計点数に委員の人数を積算した点数に満たず、又は中間点の合計点数以上の評価を行った委員の人数が過半数に満たない場合

(2) その他委員会が選定基準を満たしていないと判断した場合

(審査結果)

第5条 委員会は、第3条第2項による採点の結果、各委員の点数の合計が最も高い応募者について、候補者として選定することが適当である旨の決定をする。この場合において、委員会は、当該応募者の事業計画書等の内容及び業務を行うにあたり改善すべき事由等に関し、必要な意見を付すことができる。

2 同点の応募者があった場合は、同点の応募者を対象とした決選投票又は委員会会長の裁決で決定する。

3 委員会は、前2項において決定された応募者が、指定管理者となることが不可能となったとき又は新たに判明した事実により指定管理者として不適当であると認められたときは、前条各号のいずれにも該当しない応募者のうち、順位が次位にある者を、候補者として再選定する旨の決定をする。

4 面接審査の対象としたすべての応募者が前条各号のいずれかに該当する場合、委員会は、いずれの団体等も選定基準を満たしていない旨の決定を行うものとする。

(委任)

第6条 この要領に定めるもののほか、この要領の施行に関し必要な事項は、委員会会長が定める。

附 則

この要領は、令和2年8月1日から施行する。